

◎新潟県告示第249号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第21条 <u>削除</u>	<u>（送金支払）</u> 第21条 事務集中店は、会計管理者から支払依頼書により送金支払の依頼を受けたときは、 <u>送金支払の</u> <u>手続をとらなければならない。</u>